

サッシ施工技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成18年3月

厚生労働省職業能力開発局



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>サッシ工事における養生</p> <p>サッシ工事の施工設備の種類及び用途</p> <p>サッシ工事の関連工事の種類及び工程</p>	<p>(1) 製品の運搬及び保管の方法</p> <p>(2) サッシ取付用諸材料の保管の方法</p> <p>サッシ工事における養生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) サッシ取付工事における養生の方法</p> <p>(2) 関連工事に対する養生の方法</p> <p>サッシ工事の施工設備に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 揚重設備の種類及び用途 (2) 作業足場の種類及び用途</p> <p>次に掲げるサッシ工事の関連工事の種類及び工程について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 仮設工事 (2) 大工工事 (3) 鉄筋工事</p> <p>(4) コンクリート工事(5) 鉄骨工事 (6) 防水工事</p> <p>(7) 左官工事 (8) タイル工事 (9) 組積工事</p> <p>(10) A L C パネル工事(11) 石工事 (12) 板金工事</p> <p>(13)内装仕上げ工事 (14) ガラス工事 (15) 塗装工事</p>
<p>2 建具一般</p> <p>金属製建具の種類、特徴及び用途</p> <p>サッシの種類、性能及び構造</p>	<p>1 次に掲げる金属製建具の種類、特徴及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 引違いサッシ (2) 片引きサッシ (3) はめ殺しサッシ</p> <p>(4) 開きサッシ (5) 上げ下げサッシ(6) 軸回転サッシ</p> <p>(7) すべり出しサッシ(8) 突出しサッシ (9) 折りたたみサッシ</p> <p>(10)排煙サッシ (11)防火戸 (12) ガラリ</p> <p>(13)その他のサッシ、ドア</p> <p>2 次に掲げる金属製建具の開閉方式について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) スイング (2) スライディング</p> <p>1 次に掲げるサッシの材料及び性能による種類について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 材料による区分</p> <p>イ アルミニウム合金製サッシ ロ 樹脂製サッシ</p> <p>(2) 性能による区分</p> <p>イ 普通サッシ ロ 防音サッシ ハ 断熱サッシ</p> <p>2 サッシの性能に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 耐風圧性 (2) 気密性 (3) 水密性</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ドアの種類、性能及び構造</p> <p>金属製建具の材料の種類、性質及び用途</p> <p>建具に使用する附属金物</p>	<p>(4) 遮音性 (5) 断熱性 (6) 開閉力 (7) 戸先かまち強さ (8) 防火性</p> <p>3 サッシの構造について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げるドアの材料、性能及び構造による種類について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 材料による区分 イ 鋼製ドア                      ロ アルミニウム合金製ドア ハ 樹脂製ドア</p> <p>(2) 性能による区分 イ 普通ドア                              ロ 防音ドア ハ 断熱ドア                              ニ 耐震ドア</p> <p>(3) 構造による区分 イ かまち扉及び戸                      ロ 片面フラッシュ扉及び戸 ハ 両面フラッシュ扉及び戸</p> <p>2 ドアの性能に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 耐風圧性 (2) 気密性 (3) 水密性 (4) 遮音性 (5) 断熱性 (6) 開閉力 (7) 耐衝撃性 (8) 防火性</p> <p>3 ドアの構造について一般的な知識を有すること。 次に掲げる金属製建具に使用する主な材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) アルミニウム合金 (2) 鉄鋼材 (3) ステンレス鋼材</p> <p>建具に使用する附属金物の種類、構造、用途及び保全について一般的な知識を有すること。</p>
<p>3 建築構造</p> <p>建築構造の種類及び特徴</p> <p>建築物の各部構造の種類及び特徴</p>	<p>次に掲げる建築構造の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) 補強コンクリートブロック造 (6) その他</p> <p>次に掲げる建築物の各部構造の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 柱 (2) はり (3) 屋根 (4) 天井 (5) 床 (6) 壁 (7) 階段</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>4 建築設計図書</p> <p>サッシ工事に関する建築設計図書に関する知識</p> <p>日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号</p> <p>5 関係法規</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令、建設業法（昭和24年法律第100号）関係法令及び消防法（昭和23年法律第186号）関係法令のうち、サッシ工事に関する部分</p> <p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>ビル用サッシ施工作業</p>	<p>1 建築工事標準仕様書に定める仕様のうちサッシ工事に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる仕様書、設計図その他建築設計図書に関する知識について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 仕様書 (2) 配置図 (3) 平面図</p> <p>(4) 立面図 (5) 断面図 (6) 詳細図</p> <p>(7) 矩計図<small>かなばかり</small> (8) 展開図 (9) 建具配置図</p> <p>(10) サッシ施工図 (11) 仕上げ表 (12) 建具表</p> <p>日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号について一般的な知識を有すること。</p> <p>建築基準法関係法令、建設業法関係法令及び消防法関係法令のうち、サッシ工事に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 サッシ工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) サッシ工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<small>とん</small>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他サッシ工事に関する安全又は衛生のための必要事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち、サッシ工事に関する部分について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
ビル用サッシ工事の段取り	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サッシの点検ができること。</li> <li>2 躯体開口部の寸法取りができること。</li> <li>3 現場組立ができること。</li> </ol>
ビル用サッシの取付け	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図面による配置ができること</li> <li>2 基準墨によるけがき墨ができること。</li> <li>3 水準器の操作ができること。</li> <li>4 サッシの位置決めが正確にできること。</li> <li>5 溶接ができること。</li> <li>6 附属部材の加工取付けができること。</li> <li>7 附属金物の取付けができること。</li> <li>8 取付後の品質の確認ができること。</li> </ol>
積算及び見積り	設計図及び仕様書等により、積算及び見積りができること。



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>サッシ工事における養生</p> <p>サッシ工事の施工設備の種類及び用途</p> <p>サッシ工事の関連工事の種類及び工程</p>	<p>(1) 製品の運搬及び保管の方法</p> <p>(2) サッシ取付用諸材料の保管の方法</p> <p>サッシ工事における養生に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) サッシ取付工事における養生の方法</p> <p>(2) 関連工事に対する養生の方法</p> <p>サッシ工事の施工設備に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 揚重設備の種類及び用途 (2) 作業足場の種類及び用途</p> <p>次に掲げるサッシ工事の関連工事の種類及び工程について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 仮設工事 (2) 大工工事 (3) 鉄筋工事</p> <p>(4) コンクリート工事(5) 鉄骨工事 (6) 防水工事</p> <p>(7) 左官工事 (8) タイル工事 (9) 組積工事</p> <p>(10) A L C パネル工事(11) 石工事 (12) 板金工事</p> <p>(13)内装仕上げ工事 (14) ガラス工事 (15) 塗装工事</p>
<p>2 建具一般</p> <p>金属製建具の種類、特徴及び用途</p> <p>サッシの種類、性能及び構造</p>	<p>1 次に掲げる金属製建具の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 引違いサッシ (2) 片引きサッシ (3) はめ殺しサッシ</p> <p>(4) 開きサッシ (5) 上げ下げサッシ(6) 軸回転サッシ</p> <p>(7) すべり出しサッシ(8) 突出しサッシ (9) 折りたたみサッシ</p> <p>(10)排煙サッシ (11)防火戸 (12) ガラリ</p> <p>(13)その他のサッシ、ドア</p> <p>2 次に掲げる金属製建具の開閉方式について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) スイング (2) スライディング</p> <p>1 次に掲げるサッシの材料及び性能による種類について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 材料による区分</p> <p>イ アルミニウム合金製サッシ ロ 樹脂製サッシ</p> <p>(2) 性能による区分</p> <p>イ 普通サッシ ロ 防音サッシ ハ 断熱サッシ</p> <p>2 サッシの性能に関し、次に掲げる事項について、概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 耐風圧性 (2) 気密性 (3) 水密性</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ドアの種類、性能及び構造</p> <p>金属製建具の材料の種類、性質及び用途</p> <p>建具に使用する附属金物</p> <p>3 建築構造</p> <p>建築構造の種類及び特徴</p> <p>建築物の各部構造の種類及び特徴</p>	<p>(4) 遮音性 (5) 断熱性 (6) 開閉力 (7) 戸先かまち強さ (8) 防火性</p> <p>3 サッシの構造について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げるドアの材料、性能及び構造による種類について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 材料による区分</p> <p>イ 鋼製ドア                      ロ アルミニウム合金製ドア ハ 樹脂製ドア</p> <p>(2) 性能による区分</p> <p>イ 普通ドア                      ロ 防音ドア ハ 断熱ドア                      ニ 耐震ドア</p> <p>(3) 構造による区分</p> <p>イ かまち扉及び戸              ロ 片面フラッシュ扉及び戸 ハ 両面フラッシュ扉及び戸</p> <p>2 ドアの性能に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 耐風圧性 (2) 気密性 (3) 水密性 (4) 遮音性 (5) 断熱性 (6) 開閉力 (7) 耐衝撃性 (8) 防火性</p> <p>3 ドアの構造について、概略の知識を有すること。</p> <p>次に掲げる金属製建具に使用する主な材料の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) アルミニウム合金 (2) 鉄鋼材 (3) ステンレス鋼材</p> <p>建具に使用する附属金物の種類、構造、用途及び保全について、概略の知識を有すること。</p> <p>次に掲げる建築構造の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) 補強コンクリートブロック造 (6) その他</p> <p>次に掲げる建築物の各部構造の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 柱 (2) はり (3) 屋根 (4) 天井 (5) 床 (6) 壁 (7) 階段</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>4 建築設計図書</p> <p>サッシ工事に関する建築設計図書に関する知識</p> <p>日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号</p> <p>5 関係法規</p> <p>建築基準法関係法令、建設業法関係法令及び消防法関係法令のうち、サッシ工事に関する部分</p> <p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>ビル用サッシ施工作業</p> <p>ビル用サッシ工事の段取り</p>	<p>1 建築工事共通仕様書に定める仕様のうちサッシ工事に関する部分について概略の知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる仕様書、設計図その他建築設計図書に関する知識について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 仕様書 (2) 配置図 (3) 平面図</p> <p>(4) 立面図 (5) 断面図 (6) 詳細図</p> <p>(7) 矩計図<small>かなばかり</small> (8) 展開図 (9) 建具配置図</p> <p>(10) サッシ施工図 (11) 仕上げ表 (12) 建具表</p> <p>日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号について概略の知識を有すること。</p> <p>建築基準法関係法令、建設業法関係法令及び消防法関係法令のうち、サッシ工事に関する部分について概略の知識を有すること。</p> <p>1 サッシ工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) サッシ工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<small>とん</small>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他サッシ工事に関する安全又は衛生のための必要事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち、サッシ工事に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 サッシの点検ができること。</p> <p>2 躯体開口部の寸法取りができること。</p> <p>3 現場組立ができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
ビル用サッシの取付け	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図面による配置ができること</li> <li>2 基準墨によるけがき墨ができること。</li> <li>3 水準器の操作ができること。</li> <li>4 サッシの位置決めが正確にできること。</li> <li>5 溶接ができること。</li> <li>6 附属部材の加工取付けができること。</li> <li>7 附属金物の取付けができること。</li> <li>8 取付け後の品質の確認ができること。</li> </ol>